

## 障害者雇用

# 日本に足正勧告検討

## ILO法定基準を未達成

一定割合の障害者の雇用を義務づける法定雇用率を日本企業が下回り続けている状況について、

国際労働機関(ILO)が是正勧告を出すかどうかの検討に入ったことが

かねず、対応が求められそうだ。

ILOは、全国福祉保育労働組合が障害者の雇用促進を求めて行った是正勧告の申し立てを先月受理。労使代表らが加わる審査委員会も設置した。日本政府や組合が提出する障害者雇用に関する資料をもとに、勧告に

について判断する。

ILOの「障害者の職業リハビリテーション及び雇用に関する条約」は、批准国に障害者の雇用機会の増進に努めるよ

う求めており、日本は92年批准した。

しかし、日本の民間企

業(従業員56人以上)の雇用が義務化されて以来最高だったが、法定雇用率(1・8%)は未達成となっている。同労組は

是正勧告を求めて申し立てでこれを批判。障害者に福祉サービス利用料の原則1割負担を求める障

害者自立支援法も条約違反だと、撤廃を求めてい

井亮徳常務理事は「国際機関の評価を得て政府に是正を求める」と話す。厚労省は「今後、政

府の見解を審査委員会に提出する。現時点ではコメントできない」としている。

日本障害者協議会の藤